

日本学生支援機構奨学金 高等教育修学支援新制度

【この動画では以下の制度について説明いたします】

- ①日本学生支援機構 貸与奨学金 第1種・2種、
- ②日本学生支援機構 給付奨学金
- ③高等教育の修学支援新制度の入学料・授業料減免

日本学生支援機構の奨学金と 高等教育の修学支援制度

日本学生支援機構の奨学金と国の高等教育の修学支援制度 (高等教育無償化)

日本学生支援機構の奨学金制度には、給付型奨学金（返還不要）、貸与型奨学金（返還要）があります。国の高等教育無償化制度を利用し、入学料および授業料の減免を受けようとする場合は、給付型奨学金に申し込み、採用されなくてはなりません。

日本学生支援機構の奨学金 (今回申し込みめます)

1種奨学金
(無利子 要返還)
併給調整

2種奨学金
(有利子 要返還)

給付型奨学金
(返還不要)

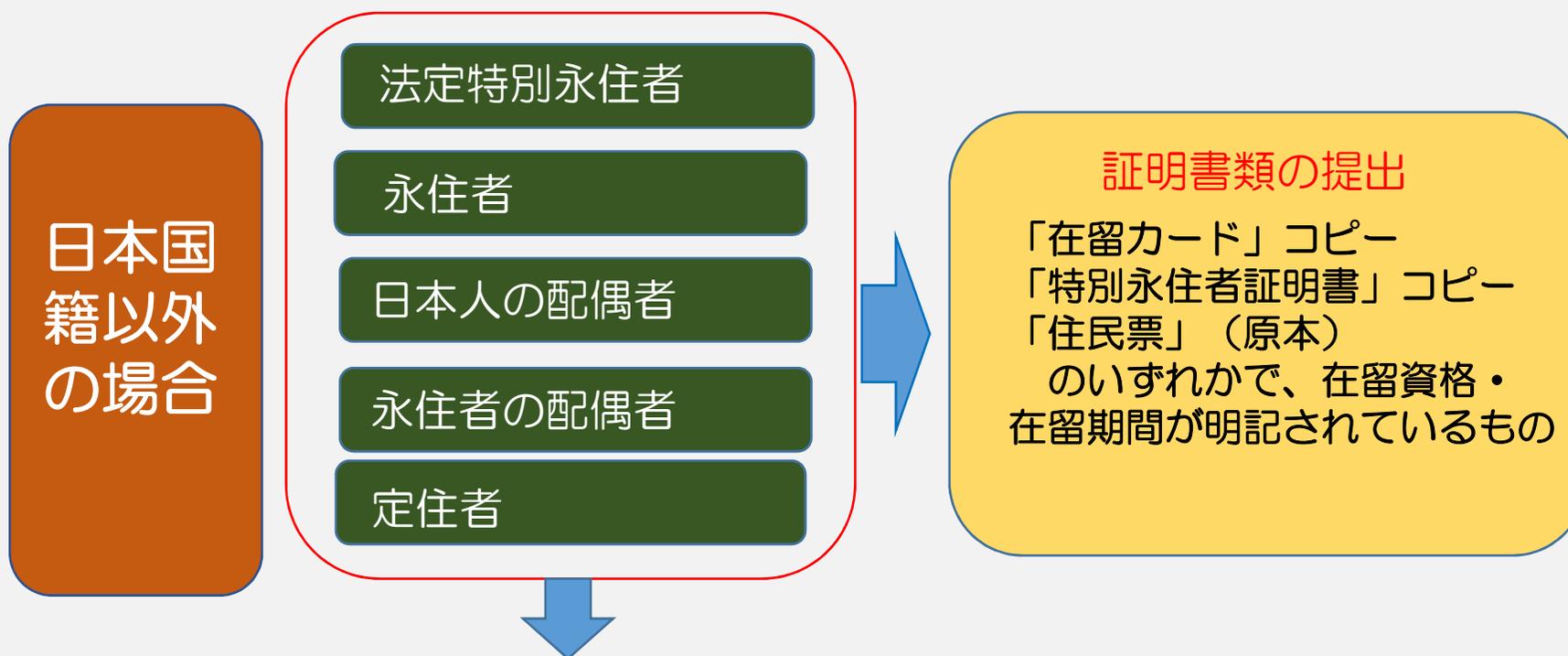
入学料・授業料免除
(給付奨学金の支援区
分により減免率決定)

国の高等教育無償化制度

奨学金の採用条件（国籍の要件）

国籍が日本でない方は、在留資格により申請資格を有する場合とそうでない場合があります。以下の在留資格を有する方のみ申請が可能です。

申請資格ありの在留資格



※定住者の場合は日本に永住の意思があることが条件となります。

貸与型奨学金の 審査基準について

貸与型奨学金の学業基準 1年生

【第1種奨学金（無利子）および併用貸与】

次の①～③のいずれかに該当すること。

- ① 高校の評定3.5以上
- ② ①を満たさない場合でも、生計維持者の住民税が非課税の者、生活保護法の被保護世帯に属する者、学生本人が社会的養護を必要とする者である場合において、
 - ア. 特定の分野に優れた資質能力を有し、特に優れた成績を修める見込みがあること。
 - イ. 学修に意欲があり、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。
- ③ 高等学校卒業程度認定試験合格者であること。

【第2種奨学金（有利子）】

次の①～④のいずれかに該当すること。

- ① 出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。
- ② 特定の分野で優れた資質能力を有すると認められること。
- ③ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあること。
- ④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、①～③のいずれかに準ずること。

貸与型奨学金の学業基準 2年生以上

【第1種奨学金（無利子）】

次の①、②のいずれかに該当すること。

- ① 同学年・同学群の成績上位1/3以内であること。
- ② ①を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税の者、生活保護法の被保護世帯に属する者、学生本人が社会的養護を必要とする者である場合において、
 - ア. 特定の分野に優れた資質能力を有し、特に優れた成績を修める見込みがあること。
 - イ. 学修に意欲があり、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。

【第2種奨学金（有利子）】

次の①～④のいずれかに該当すること。

- ① 出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。
- ② 特定の分野で優れた資質能力を有すると認められること。
- ③ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあること。
- ④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、①～③のいずれかに準ずること。

冊子「奨学金を希望する皆さんへ」10ページ参照

貸与型奨学金の家計基準

機構に提出していただくマイナンバーの情報と連携して審査します。

【第1種奨学金（無利子）】

次の①、②のいずれかに該当すること。

- ① 申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与収入以外の場合）などから特別控除額を差し引いた金額（認定所得金額といいます）が、**世帯人数ごとに設定された収入基準額以下**であること。
- ② 生計維持者の住民税が非課税である者、生活保護法の被保護世帯に属する者、または社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）

【第2種奨学金（有利子）】

申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与収入以外の場合）等から特別控除額を差し引いた金額（認定所得金額）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

冊子「奨学金を希望する皆さんへ」11ページ参照

貸与奨学金

- 貸与月額
- 保証制度
- 返還方式
- 利率の算定方式

貸与型奨学金の貸与金額

第一種 (無利子)

【自宅】 最高月額 45,000円
20,000円、30,000円

【自宅外】 最高月額 51,000円
20,000円、30,000円、40,000円

第二種 (有利子)

自宅、自宅外共に
20,000円～120,000円まで (1万円区切りで選択可)

2種奨学金の利率については以下のURLを参照してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/riritsu/riritsu_19ikou.html

入学時特 別増額貸与

令和3年4月入学者のみ
100,000円～500,000円まで (10万円区切りで選択可)

参照 冊子「奨学金を希望する皆さんへ」6ページ

入学時特別増額貸与奨学金の申込み条件

入学時特別増額貸与奨学金は、国の教育ローンを日本政策金融公庫に申し込んだが、要件を満たさず、申し込めなかった方のみ利用できます。

【入学時特別増額貸与奨学金採用候補者用】

「採用候補者決定通知」にて、入学時特別増額貸与奨学金について「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込必要」と記載された人は、進学後、この様式を進学先の学校へ提出する必要があります。

入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

令和 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

入学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を下記のとおり申し込みましたが、融資を受けることができなかったことを申告します。

1. 申告者（採用候補者本人） ※採用候補者本人が記入

登録番号											100	107		
(フリガナ) 姓											名			印
氏名											名			○
生年月日	昭和・平成 年 月 日													
進学先	学校名												○	
	学部・研究科										学科・専攻			

2. 「国の教育ローン」の申込みについて ※申込者（保護者）が記入

申込者（保護者等）	氏名											印	採用候補者本人から見た関係（続柄）
申込年月日	令和 年 月 日												
申込先金融機関	公庫 銀行 金庫等 支店												

3. 添付書類について

融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー（※）を、本申告書に添付します。 ・ 添付できません → どちらかに○

（※）圧縮はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面も併せてコピーして添付してください。

「添付できません」を選択した場合は、必ず裏面も記入してください。

- （注1） 入学時特別増額貸与奨学金を辞退する場合、本申告書と添付書類（上記3.）は提出不要です。進学後、インターネットによる進学届の提出時に必ず辞退する旨の入力をしてください。
- （注2） 入学時特別増額貸与奨学金の申込みや手続きは、日本学生支援機構にお問合せください。

【学校（進学先）記入欄】 学校番号

以下の2点の提出が必要です。

ア) 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」

イ) 融資ができない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

【日本政策金融公庫の教育ローンウェブサイト】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

冊子「奨学金を希望するみなさんへ」31ページ参照

保証制度

機関保証

保証料表 冊子「奨学金を希望する皆さんへ」53ページに掲載

保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に毎月、**月額毎に設定された保証料を支払い、保証を依頼**します。

※第一種奨学金で「所得連動型返還方式」選択者は機関保証を選択してください。

※保証機関は連帯保証をしてくれますが、貸与者の債務を肩代わりするわけではありません。

※保証料は、**月々の奨学金から自動的に差し引かれます。**

人的保証

参照 冊子「奨学金を希望する皆さんへ」24～26ページ

機構が定める条件を満たした、連帯保証人1名、保証人1名を自ら選任し、保証をお願いしていただきます。

【連帯保証人】

貸与者が未成年の場合は、原則父母。成年の場合も父母、父母がいなければ4親等以内の親族。なお、未成年者、学生、債務整理中の者や、貸与者の配偶者や婚約者は選任できない。

【保証人】

貸与者の父母、配偶者、婚約者は選任できない。4親等以内の親族であり、スカラネットでの申請時点で65歳未満であること。未成年者、学生、債務整理中の者や、連帯保証人と同居している者は選任できない。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の月額調整

【第一種奨学金 併給調整】

高等教育無償化制度で支援の対象となった場合、第一種奨学金を併せて利用すると、併給調整と言って、第一種奨学金の貸与を受けられる月額が制限されます。したがって、希望の月額が貸与されない場合があります。

学校種別・給付奨学金の区分		第一種奨学金月額（調整後）	
		自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円

※ 生活保護（受けている扶助の種類は不問）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

第一種奨学金の返還方式

第一種奨学金を申し込む人は、「所得連動型返還方式」と「定額返還方式」のいずれかを選択していただきます。

所得連動型返還方式

所得に応じて、毎年返還月額を見直します。

所得があまり高くない時でも、無理のない月額で返還できます。所得が高いと早く返還が終わります。

定額返還方式

返還完了まで返す額が同じです。

冊子「奨学金を希望する皆さんへ」18ページ参照

第二種奨学金の利率の算定方式

利率の算定方式には以下の2種類があります。

※利率の算定方式は、申込時に選択していただきますが、満期時にも変更ができます。

利率固定方式

利率が返還完了まで一定のため、
返還額は一定です。

令和2年4月適用利率：0.157

令和元年4月適用利率：0.153

利率見直し方式

利率が5年ごとに見直されるため、
返還額が増減します。

令和2年4月適用利率：0.003

令和元年4月適用利率：0.002

日本学生支援機構ホームページ 適用利率一覧

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/riritsu/riritsu_19ikou.html#r02

冊子「奨学金を希望する皆さんへ」17ページ参照

継続願の提出と適格認定

貸与型奨学金は、卒業まで無条件に継続して利用できるわけではありません。毎年12月に翌年度の「継続願」を日本学生支援機構に対し、ウェブで提出していただきます。

適格認定基準

継 続

標準修得単位数を取得し、
振込は継続される

警 告

標準修得単位数を満たさず
振込は継続される

停 止

標準修行年限（4年間）での卒業が困難であるが、1年卒業期を延期することで、卒業単位を修得できる見込みがある。
振込は停止される

廃 止

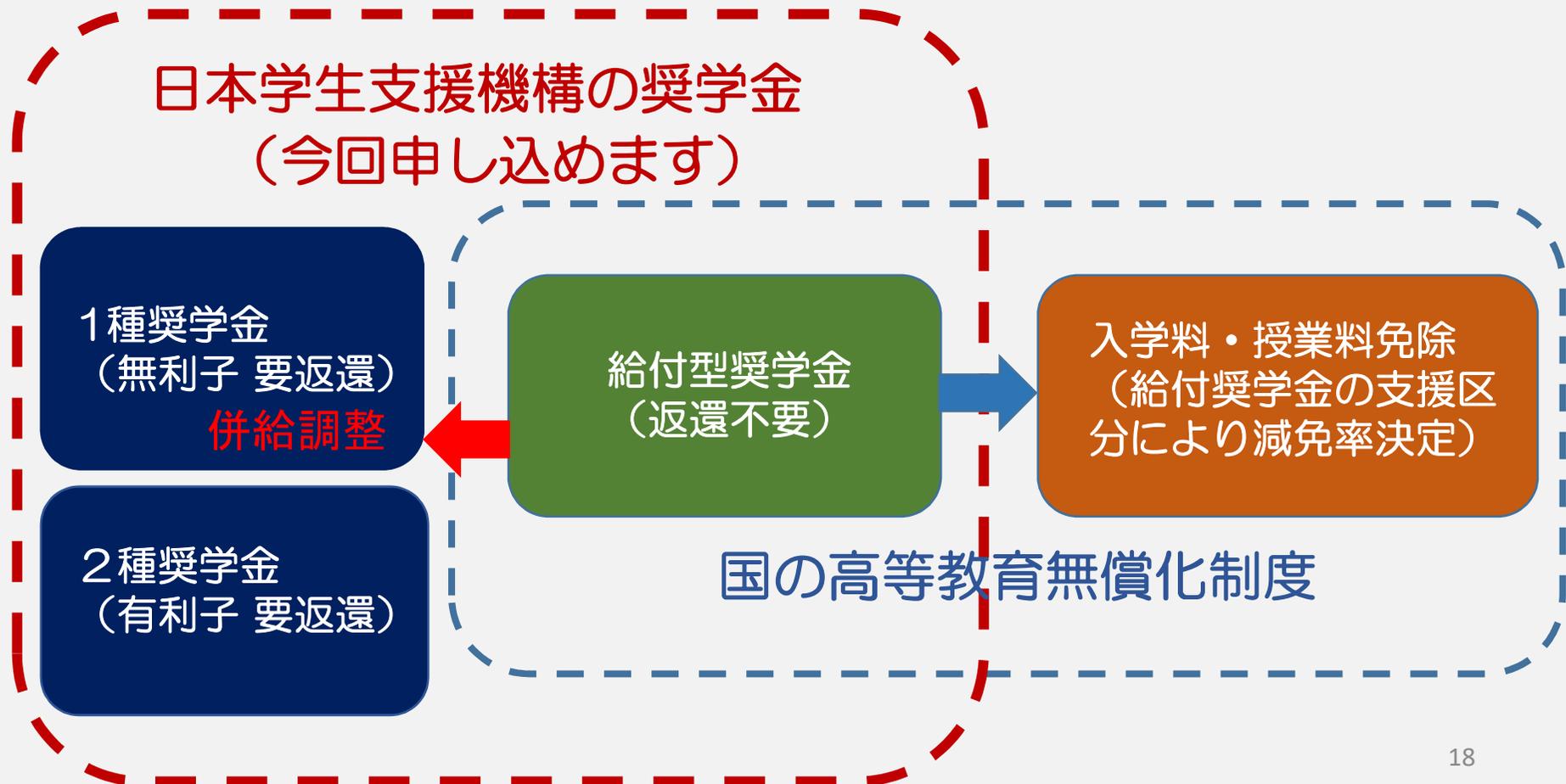
1年卒業期を延期しても卒業単位を修得できる見込みがなく、奨学生としての身分を喪失する。（貸与終了）

給付奨学金と 高等教育修学支援新制度

高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）で、入学料・授業料の減免を希望する方は、原則、日本学生支援機構の給付型奨学金に採用されることが条件となります。

日本学生支援機構の奨学金と国の高等教育の修学支援制度 (高等教育無償化)

日本学生支援機構の奨学金制度と、国の高等教育の修学支援新制度の関係性をおさらいしましょう。



給付奨学金と
高等教育修学支援新制度
入学料・授業料減免

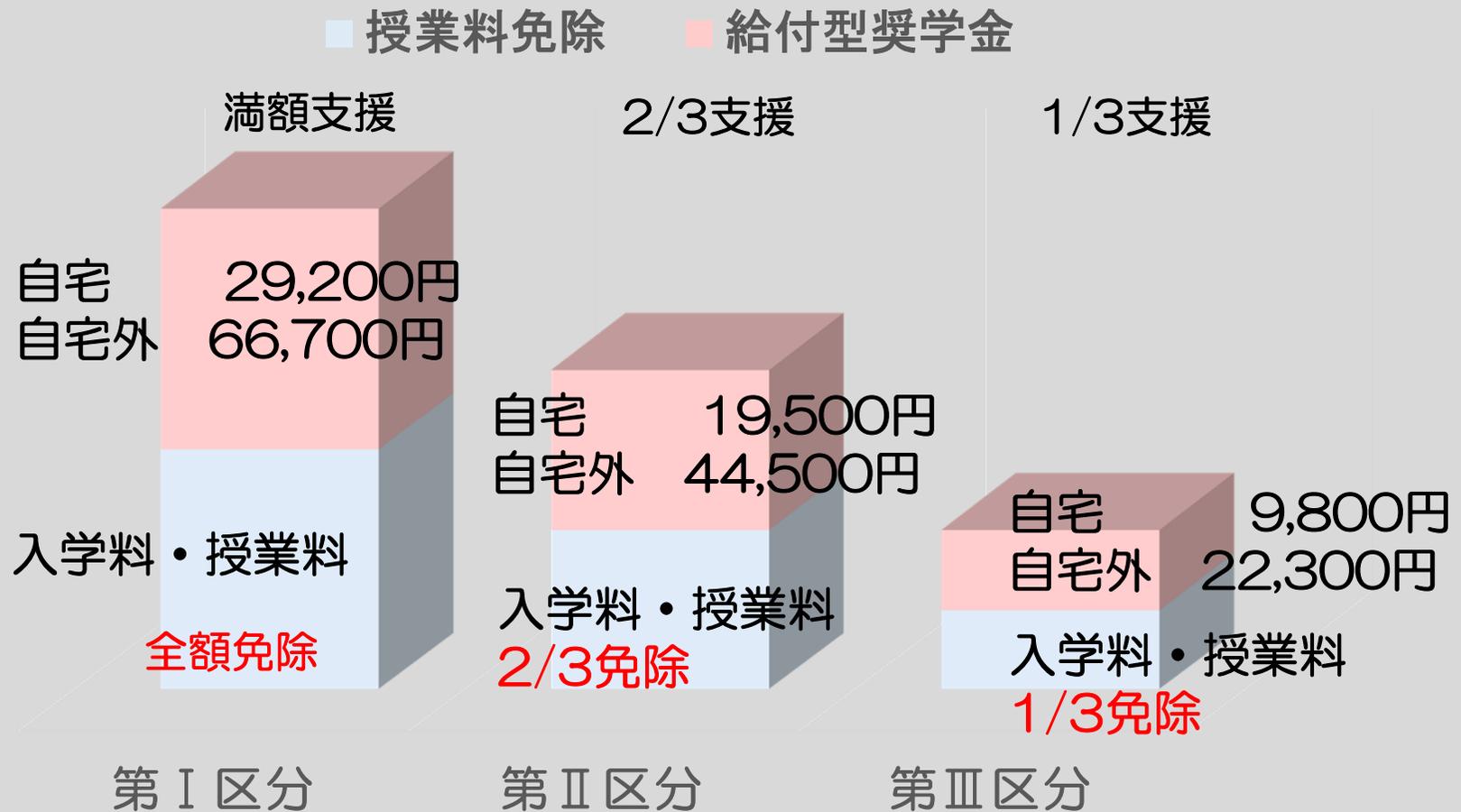
高等教育の修学支援制度について

政府は2020年4月から、大学等への進学にあたり、真に経済的支援が必要な世帯（住民税所得割非課税世帯またはそれに準ずる世帯）の学生（大学院生を除く）に対し、従来の給付型奨学金の拡充と、授業料等減免制度の創設を行うことを決定しました。

給付奨学金を利用できる学校は、国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校です。本学はこの確認を受けて、支援対象校となっています。

国の新制度

給付型奨学金・入学料・授業料減免がセット



支援区分の見直しについて

(高校予約・在学採用共通)

給付奨学金の支援区分は毎年**10月に見直されます**。

10月に決定した支援区分は1年間（翌年9月まで）
継続されます。

4年間ずっと同じ支援区分ではない可能性があるので
ご注意ください。

※申請時に機構に提出した
父母のマイナンバーの税務情報
により支援区分が変更されます。



給付型奨学金 支給金額

給付奨学生として採用されてから卒業する（修業年限の終期）まで、世帯の所得金額に基づく支援区分・通学形態により定まる金額を、原則毎月支給します。

※毎年10月の支援区分の見直しにより、月額が変更される場合あり

学種	区分	国公立	
		自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分 (満額支援)	29,200円 (33,300円)	66,700円
	第Ⅱ区分 (2/3支援)	19,500円 (22,200円)	44,500円
	第Ⅲ区分 (1/3支援)	9,800円 (11,100円)	22,300円

給付奨学金受給中の**第一種奨学金**の月額調整

【第一種奨学金 併給調整】

先ほど、貸与奨学金の説明の際に、給付奨学金の採用となった場合、第一種奨学金の月額に調整（「併給調整」）がかかることをお伝えしました。

【申請時に注意】

給付奨学金の第Ⅰ区分、第Ⅱ区分に認定される場合、貸与第1種奨学金（無利子）は0円となってしまいます。給付奨学金だけで学費・生活費を賄えない場合は、在学採用で貸与第2種奨学金（有利子）を申請してください。

学校種別・給付奨学金の区分		第一種奨学金の月額（調整後）	
		自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円

自宅外通学の月額選択者 注意事項

自宅通学と自宅外通学により支援月額が違います。

【自宅通学】

学生が生計維持者（原則父母）と同居している状態のこと。

【自宅外通学】

学生が実家を離れて家賃を支払って生活していることをいい、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 実家から通学する場合大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上
- ② 大学等までの通学時間が片道120分以上
- ③ 大学等までの通学費が月1万円以上
- ④ 大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下
- ⑤ その他やむを得ない特別な事情で自宅（実家）からの通学が著しく困難である場合

※自宅外通学を選択した場合、そのことを証明する書類（賃貸借契約書等）について、学校経由で機構への提出が毎年度必要です。

給付奨学金の 審査基準について

給付型奨学金の採用条件（入学時期の要件）

給付奨学金の対象となるには、前述のとおり、家計基準と、学業基準の両方を満たさなくてはなりません。
その他にも、大学の入学時期に関する要件があります。

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

下の例の場合は、申請資格があります。

例)

2019年3月に高等学校を卒業し、2021年度末（2022年3月末）までに大学に入学した。（2018年3月高校卒業者は×）

冊子「給付奨学金案内」6ページ参照

給付型奨学金 学業基準 新1年生

次の①～③のいずれかに当てはまること。

- ① 高等学校における評定平均値が3.5以上であること、または入学者選抜試験の成績が同じ入試区分の合格者中1/2以上であること。
- ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
- ③ 将来社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、「学修計画書」等により確認できること。

【学習計画書について】

新一年生は、自分で上記の条件をクリアしているかどうか判断がつきません。「学修計画書」は申請者全員に提出していただきます。

給付型奨学金 学業基準 2年生以上

①か②のいずれかの条件をクリアすると、学業基準を満たしたものとします。

- ① 前年度末のGPA（累積）の学群内順位が上位1/2の範囲に属すること（例：2021年度の2年生は1年次末の成績）
- ② 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、「学修計画書」等により確認できること

【学習計画書について】

①の条件をクリアしていない方で、標準修得単位を満たしている場合は、「学修計画書」を大学に提出することにより、採用される場合がありますので、申請書類と一緒に提出してください。

※ 標準単位数 = 卒業に必要な単位数 ÷ 修業年限 × 申請者の在学年数

2年生・・・1年生の4クォーター末	31単位以上
3年生・・・2年生の4クォーター末	62単位以上
4年生・・・3年生の4クォーター末	93単位以上

学修計画書の提出

1年生は全員、2年生は標準修得単位数をクリアしているが、前年度の成績が同学群内の1/2以上でない方に提出していただきます。

大学等への学修支援の措置に係る学修計画書		別紙
申請者 氏名	フリガナ	
学群・学年・学群番号	学群	年 学群番号
<p>1. 学修の目的（将来の展望を含む。）</p> <p>現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の（1）から（3）を参考にしつつ、その内容を記述してください。（200～400文字程度）</p> <p>（1） 将来に就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くための知識の修得や資格を取得するため。</p> <p>（2） 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。</p> <p>（3） 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。</p>		
<p>2. 学修の計画</p> <p>前述の学修の目的の實現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを記述してください。（200～400文字程度）</p>		
<p>3. あなたは、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない。</p> <p>上記の中で「卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。」を選択した場合、どのような態勢で学びに取り組もうと考えているかを記述してください。（200～400文字程度）</p>		
<p>注）記述しきれない場合には、別紙に記述のうえ添付してください。</p>		
<p>以下、教職員記入欄</p> <p>総合判定結果</p> <p>1. から 3. を総合的に考慮して、在学中の学修意欲等が認められるかを判定した結果、</p> <p><input type="checkbox"/> 在学中の学修意欲等があると認められる。</p> <p><input type="checkbox"/> 在学中の学修意欲等があるとは認められない。</p>		

給付型奨学金 家計基準

日本学生支援機構の給付奨学金に採用された方は、高等教育の修学支援新制度の入学料・授業料減免を受けるための「家計基準」をクリアしたことになります。給付奨学金の支援区分に応じて、入学料および授業料が減免されます。

支援区分は給付奨学金の申請時に提出したマイナンバーで機構が判定します。

第Ⅰ区分	住民税非課税世帯（満額支援）
第Ⅱ区分	住民税非課税世帯に準ずる世帯（2/3支援）
第Ⅲ区分	住民税非課税世帯に準ずる世帯（1/3支援） ※第Ⅱ区分より世帯収入が高いグループ

給付型奨学金 家計基準

給付奨学金は住民税非課税世帯かそれに準ずる世帯が対象ですが、自分の属する世帯が対象となるのか、どの区分に該当するのか判断が難しいため、日本学生支援機構のウェブサイトに、「進学資金シミュレーター」というページを設けています。生計維持者である父母の所得情報と家族構成を入力し、対象となるか見積もりましょう。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

こちらのQRコードを読み込むとアクセスできます。



冊子「給付奨学金案内」9ページ参照

生計維持者の定義

「生計維持者」は、**父母がいる場合は父母の2名**となります。
父母が同一生計の場合は、無収入（専業主婦、失業中等）であっても
父母ともに生計維持者として申請してください。

※マイナンバーも、父、母の2人分を提出していただきます。

【生計維持者を父又は母のいずれか1名とする主なケース】

①父又は母と死別している場合

※ただし、父又は母が再婚（事実婚を含む）して、あなたとその
再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその
再婚相手（2名）です。

②父母の離婚により、あなたが父又は母と別生計となっている場合。

※ただし、離婚した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、あなた
とその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母
とその再婚相手（2名）です。

③父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のためにより、意思疎通ができない場合

入学料および授業料の

- 減免額
- 納付猶予
- 還付

入学料・授業料減免額

給付奨学生として採用された方は、支援区分に応じて、入学料・授業料が減免されます。給付奨学金の支援区分は、**毎年10月に見直されます。**
支援区分が変更となった場合は、後期授業料の減免額が変わります。

学種	区分	高等教育の修学支援制度による減免額		
		入学料	前期授業料	後期授業料
大学	第Ⅰ区分 (満額支援)	282,000円	267,900円	267,900円
		150,000円		
	第Ⅱ区分 (2/3支援)	188,000円	178,600円	178,600円
		100,000円		
	第Ⅲ区分 (1/3支援)	94,000円	89,300円	89,300円
		50,000円		

高校予約採用者の授業料納付猶予について



授業料の自己負担がある
場合いつまでに支払うの？

5月に給付奨学生として正式採用された後、授業料の自己負担金額が確定しますので、大学からみなさんへ6月初旬頃に「納入通知書」を送ります。

振込期限：**6月末**

支払いが2か月猶予
されています。

(通常の授業料納付期限)

前期授業料 4月25日から4月30日 (口座振替は4月26日)

後期授業料 10月25日から10月31日 (口座振替は10月26日)

在学採用者の入学料・授業料減免の手続き

- 在学採用では、入学前に行う手続きはありません。
- 在学採用で給付型奨学金の申請を希望する方に、奨学金申請書類と一緒に「入学料還付請求書」と様式1「減免認定申請書」をお渡しします。

日本学生支援機構
給付奨学金
申請書類

様式1
減免認定
申請書

入学料
還付請求書



給付型奨学金の申請書類と
一緒に入学料還付・
授業料減免の書類を大学に
出すのか。

給付型奨学金の申請書類を大学に提出するときに、一緒に「入学料還付請求書」と様式1「減免認定申請書」を提出してください。

高校予約採用

【入学料の支払い猶予】なし（入学手続き時納付）⇒後日還付（6月下旬）

【前期授業料支払い猶予】あり（6月末日納付期限）

【正式採用】5月採用

【前期授業料減免額・納付額の通知】 6月初旬

在学採用（入学後）

【入学料の支払い猶予】なし（入学手続き時納付）⇒後日還付（7月下旬）

【前期授業料支払い猶予】なし（4月下旬納付期限）⇒後日還付

【正式採用】
6月採用
7月採用

【前期授業料減免額・還付額の通知】 6月採用は7月初旬
7月採用は8月初旬

以上で説明は終了です。

ご不明な点は学生支援課まで

質問等は電話でもお受けします

学生支援課 電話 0887-53-1118 (香美)

088-821-7200 (永国寺)

学生支援課からの大切なお知らせや、提出書類不備に関する連絡は、電話またはポータルでお知らせします。学生支援課の電話番号を自分の携帯電話に登録してください。ポータルメッセージは毎日確認するようにしてください。